

こうとうがっこうしゅうがくしえんきん う てつづ 高等学校等 就 学 支援金を受けるための手続き

こうとうがっこうしゅうがくしえんきん い か しゅうがくしえんきん つぎ ようけん あ
高等学校等 就 学 支援金（以下、「就 学 支援金」といいます。）は、次の要件に当てはま
る生徒の 授 業 料 を、国が生徒に代わって負担するものです。貸与型の 奨 学 金とは違い、
へんさい ひつよう しん ねんせい がつ がつ かい てつづ ひつよう がつ てつづ
返済の必要がありません。新 1 年生は、4 月と 7 月の 2 回、手続きが必要です。（7 月の手続
きはいしひつよう
きは毎年必要です。）

しきゅうたいしょう ようけん 支給対象となる要件

- ほごしゃとう かぜいひょうじゅんがく かぜいしょとくがく しちょうそんみんぜい ちょうせいこうじょ がく
保護者等の「課税 標 準 額（課税所得額）×6%—市町村民税の 調 整 控 除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は 調 整 控 除の額に 3/4 を 乗 じ た 額）
けいさん さんていきじゅんがく えんみまん
で計算される算定基 準 額 が 304,200 円未満であること
ねんしゅう まんえんていど ふよう じょうけん か
年 収 で 910 万円程度ですが、扶養などの 条 件 によって変わります。
がつ ぜんねんどぶん がく がつ こんねんどぶん がく はんたん
4 月は前年度分の額、7 月は今年度分の額で判断します。
ふ ぼ しょとく ばあい こうけい がく
父母ともに所得がある場合は合計の額になります。
- こうとうがっこう ざいがく きかん つうさん つぎ こ
高等学校等に在学した期間が通算で 36 月を超えていないこと
ていじせい つうしんせいかてい ばあい つぎ こくりつ こうりつ しりつ と
定時制・通信制課程の場合は 48 月です。国立・公立・私立を問いません。

きげんない しんせい ばあい しきゅうたいしょう ばあい じゅぎょうりょう しはら
期限内に申請しなかった場合や、支給対象とならなかった場合には、授 業 料 を支払う
ひつよう じゅぎょうりょう き わ おさ きんがく ねんがく ぜんにちせい
必要があります。授 業 料 は、4 期に分けて納めていただきます。金額は年額で全日制
えん ていじせい えん つうしんせい たんい えん しゅうがくしえんきん
118,800 円、定時制で 32,400 円、通信制は 1 単位あたり 330 円です。就 学 支援金の
じゅきゅう しんさ がつ しんせい たい しんさけっか がつじょうじゅん よてい がっこう
受 給 には審査があります。4 月の申請に対する審査結果は、7 月 上 旬（予定）に学校を
つう し
通じてお知らせします。

しんせい 申請について

つぎ ほうほう きげんない しんせい
次のどちらかの方法により、期限内に申請してください。

- ① お ん ら い ん しんせい
オンラインでの申請
- ② かみ しんせいしょ しんせい
紙の申請書での申請

ほうほう しんせい おかよい がっこうじむしつ ごそうだん
どちらの方法で申請するのかについては、お通いの学校事務室にご相談ください。

＜オンライン申請の場合＞

学校事務室から配付するログインID通知書に記載のIDとパスワードで、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」にログインして申請します。画面の指示や、ログインID通知書と一緒に配付する操作マニュアルに従って申請してください。

＜紙の申請書で申請する場合＞

学校事務室から配付する申請書に必要事項を記入して、「マイナンバーカードの写し等」と一緒に学校に提出します。

「マイナンバーカードの写し等」とは、次の①又は②の書類のことです。

① マイナンバーが記載された次のいずれかの書類をコピーしたもの

- マイナンバーカードの裏面
- マイナンバーが記載された住民票等（※1）
- マイナンバー通知カード（※2）

※1 マイナンバーが記載された住民票等を提出する場合は、3か月以内に発行されたもので、保護者等のマイナンバー・名前・住所・生年月日と、発行した市区町村の公印・発行日が確認できる必要があります。

※2 マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日施行のデジタル手続法によって廃止されていますが、以下のいずれかの条件を満たしている場合は使用できます。

- 記載事項（名前・住所・生年月日・性別・マイナンバー）に変更がない場合
- 法施行前（令和2年5月25日以前）に記載事項の変更手続きを行っている場合

◎マイナンバーが確認できる書類をご提出いただき、保護者等に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。

② 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書

- 生活保護受給証明書は、3か月以内に発行された原本が必要です。コピーされたものは無効となります。提出された原本は返却しません。

※上記の②の証明書類で申請する場合は、次に申請するときにも、生活保護受給

しょうめいしょ ていしゅつ ひつよう

証 明 書 の 提 出 が 必 要 と な り ま す 。

しよるい ていしゅつ

ばあい

かよ

がっこうじむしつ

といあわ

※①・②のいずれの書類も 提 出 できない場合は、お通いの学校事務室にお問 合 せ くださ
い。

ちゅうい

《ご 注 意 くだ さい！》

しゅうがくしえんきん しんせい

しゅうにゅう もと

ぜいじょうほうほう ひつよう

ぜい しんこく

就 学 支 援 金 の 申 請 に あ た っ て は 、 収 入 に 基 づ く 税 情 報 が 必 要 で す 。 税 の 申 告

す

ばあい

ま い な ん ば ー

ていしゅつ

しんさ

おこな

が 済 ん で い な い 場 合 は 、 マ イ ナ ン バ ー の 提 出 が あ っ て も 審 査 を 行 う こ と が で き ま せ ん 。

けっか つうち おく げんいん

かなら

ぜい

しんこく

おこな

ねが

結 果 の 通 知 が 遅 れ る 原 因 に も な り ま す の で 、 必 ず 税 の 申 告 を 行 う よ う お 願 い し ま す 。

奨学のための給付金を受けるための手続き

奨学のための給付金（以下、「奨学給付金」といいます。）は、保護者等全員（父母の両方）の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」を合算した額が0円（非課税）の世帯（以下、「非課税世帯」といいます。）、または生活保護受給世帯に、授業料以外の教育に関する経費に充てるために支給されるもので、返済の必要はありません。申請手続きは、保護者が居住している都道府県で、年に1回、7月に行います。

支給額（年額）は、生活保護受給世帯が32,300円、非課税世帯が全日制・定時制では143,700円、通信制では50,500円です。

就学支援金と奨学給付金は別の制度ですので、保護者等全員が非課税であることを証明する書類が必要になります。また、奨学給付金を振り込む口座を確認するため、通帳の写しが必要です。

また、令和2年度から、通常の申請に加えて、次の2つの制度を新しく設けました。

- ① 新入生への前倒し給付：新入生の世帯で、令和6年度（令和7年度）の非課税世帯に、奨学給付金の一部を先に支払います。この制度の申し込みを希望する方は、通常の申請とは別に申し込みの手続きをする必要があります。
- ② 家計急変世帯への支援：令和7年度が非課税ではない世帯で、今年になって保護者等全員の収入が非課税世帯相当にまで落ち込んだ世帯に、奨学給付金を支払います。この制度は、通常の申請の対象ではない世帯だけが申し込むことができます。この制度の申し込みを希望する方は、申請書と、次の4種類の書類を提出する必要があります。

1. 収入が落ち込んだ理由を証明する書類
2. 落ち込む前の収入を証明する書類として、令和7年度の課税証明書（保護者等全員分）
3. 落ち込んだ後の収入を証明する書類（保護者等全員分）

せたいぜんいんぶん けんこうほけんしょう うつ ふようかぞく にんすう か か ぜいしょうめいしょ
4. 世帯全員分の健康保険証の写しか、扶養家族の人数が書かれた課税証明書

といあわ がっこう おおさかふきょういくちょうしせつざいむか
お問合せは、学校または大阪府教育庁施設財務課（06-6944-6913）まで